

旅行業登録のご案内

旅行業を営む場合は、登録行政庁への登録が必要となります。
旅行業の登録をするには、その法人・個人にあつて以下の要件が必要となります。

1. **基準資産**を満たしていること
2. 代表者または役員が**欠格事項**に該当しないこと
3. 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による**旅行業務取扱管理者**を確実に選任すること

旅行業新規登録までの流れ

1. 入会推薦の取得



茨城県旅行業協会理事の**入会推薦**を受けて下さい。
この場合、推薦する理事は新規に旅行業を営む場合の、主たる営業所の**所属する地区**の理事2名（**区長、理事**）となります。

2. 入会書類の提出



入会書類を茨城県旅行業協会事務局に提出してください。

3. 入会の承認



全国旅行業協会本部常務理事会（年6回開催）にて入会承認後、ただちにご連絡いたします。

4. 登録の申請



登録行政庁（茨城県 **商工労働部観光物産課**）に登録申請を行ってください

5. 旅行業営業開始

登録認可後、登録通知を受け取り、茨城県旅行業協会事務局にて下記の分担金等の納付完了後旅行業務の開始となります。

- 弁済業務保証金分担金
- 入会金
- 年会費
- 旅行業務開始に必要な標識・備品等の購入代金
- その他

登録までの作業について、茨城県旅行業協会事務局では懇切・丁寧にサポートいたします。

不明な点はどうぞお気軽に事務局にお尋ねください。

ご案内

基準資産

第2種旅行業	700万円
第3種旅行業	300万円

※第2種旅行業の業務範囲

国内募集型企画旅行の実施、国内・海外受注型企画旅行および手配旅行の実施

※第3種旅行業の業務範囲

地位限定での国内募集型企画旅行の実施、国内・海外受注型企画旅行および手配旅行の実施

(いずれも海外受注型企画旅行および手配旅行の実施には、総合旅行業務取扱管理者の選任が必要です。)

欠格事項

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者
(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から5年を経過していない者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過していない者
- (3) 申請前5年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者
- (4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(3)に該当する者
- (5) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (6) 法人であつて、その役員のうち(1)から(3)まで又は(5)に該当する者がある者

旅行業務取扱管理者

旅行業務取扱管理者とは、旅行業法に定められている旅行業者及び旅行業者代理業者の営業所における顧客との旅行取引の責任者のことで、国家試験である旅行業務取扱管理者試験に、合格した者のことです。

所属する地区

中北部地区	北茨城市 高萩市 日立市 常陸太田市 常陸大宮市 那珂市 ひたちなか市 水戸市 大子町 東海村 城里町 大洗町 茨城町
東部地区	笠間市 石岡市 小美玉市 かすみがうら市 土浦市 鉾田市 行方市 潮来市 鹿嶋市 神栖市
南部地区	つくば市 常総市 牛久市 つくばみらい市 稲敷市 竜ヶ崎市 取手市 守谷市 阿見町 美浦村 利根町 河内町
西部地区	桜川市 筑西市 結城市 下妻市 古河市 坂東市 千代川町 境町 五霞町

旅行業協会に入会することの特典

(1) 弁済業務保証金分担金を供託することにより営業保証金の供託義務が免除されます 弁済業務保証金分担金は営業保証金の5分の1 第2種旅行業 1100万円→220万円 第3種旅行業 300万円→60万円 弁済限度額は、営業保証金と同額が保障されます。
(2) 旅行業における各種研修への参加 旅行業務取扱管理者研修、旅程管理研修、資格者研修、各種セミナー、国内・海外研修旅行など
(3) 会議への参加 茨城県旅行業協会通常総会、茨城県旅行業協会賛助会合同総会
(4) 共同商品の販売 茨城県旅行業協会共同企画、湯遊宿泊プラン
(5) 広報 月刊ANTA、協会報等の無料購読
(6) 保険 各種保険の取扱い(会員向け、旅客向け)
(7) ANTA-NETの利用および、全旅クーポン会への入会によるクーポン利用

区長・理事一覧表

地区	氏名	会社名	市町村	
中北部地区	区 長	長山 克己	ナガヤマトラベル	日立市
	理 事	柏村 祐二	(株)旅人	水戸市
	理 事	沼野上 忍	日立ツアーズ	日立市
東部地区	区 長	高野 カツ子	富士観光(株)	石岡市
	理 事	那須井 明	那須井観光企画	土浦市
	理 事	深作 己	(株)フカサク旅行企画	鉾田市
南部地区	区 長	小林 美佐夫	(有)泉観光	竜ヶ崎市
	理 事	仁井田 章光	(株)大栄観光	つくば市
	理 事	岡野 光一	(有)トラベルワールドオカノ	常総市
西部地区	区 長	大木 幹三	大木観光ツアーリスト	筑西市
	理 事	木村 進	木村トラベル	下妻市
	理 事	滝本 満男	(有)トラベルライン	古河市
	理 事	小倉 英佳	(有)サンキョウトラベル	筑西市

茨城県商工労働部観光物産課

水戸市笠原町978番地6

茨城県庁16階

電話 029-301-1111(代)